

医療創生大学

私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>

「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人医療創生大学
② 設置大学名称	医療創生大学
③ 担当部署	企画課
④ 問合せ先	0246-29-5327
⑤ 点検結果の確定日	令和 8 年 3 月 25 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 8 年 6 月 29 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.isu.ac.jp/information/governance.html
⑧ 本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1 - 1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2 - 2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3 - 1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3 - 2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3 - 3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3 - 4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4 - 1 教育研究・経営に係る情報公開	○

様式Ⅱ**Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況****原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立**

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	・ 寄附行為、及び学則をホームページに公開している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	・ カリキュラムマップ等で学生に周知し、DP の達成度については関連科目の状況を全学教育委員会で報告し実質化を図っている。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	・ 組織管理規程、学則、教授会運営細則で規定している。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	・ 組織管理規程において規定している。 ・ 大学のガバナンス構造図を制定している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	・ FD・SD 委員会で検討し年次計画を策定し、実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	・ 策定の主体を法人として期間は5年間で定めている。 ・ ステークホルダーからの意見聴取については、一部の学部において実施している。全学的な仕組みについては現在検討を続けている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	・ 進捗管理は理事会において事業報告で実施している。中期計画はホームページにて公開している。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	・大学院（生命理工学研究科）において、長期履修制度を設け社会人が入学しやすい環境を提供している。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	・地域における企業等と協力し教育資源を還元している。 ・心理相談センターにおいてカウンセリング業務を行い教育資源を還元している。 ・健康医療科学部において「健康運動教室」を実施し、地域の健康づくりに貢献している。 ・常磐病院と提携し地域医療への貢献を開始した。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	・障害学生の受け入れ、外国人学生の受け入れ、短期留学等を積極的に実施している。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	・理事、評議員、学部長、研究科長に女性を登用している。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・理事は、本法人の目的、及び各設置校の教育理念・目的を達成するために相応しい人材を登用している。理事5人のうち、外部理事の配置は2人以上と定められているが、本法人は3人を配置している。文部科学副大臣、本法人の教育理念・目的を達成するための病院長経験者、大学経験者を登用し、寄附行為に則り、理事選任機関（評議員会）により理事を選任している。また、寄附行為において、理事長はこの法人を代表し、その業務を総理するとしており、理事会の決議により選任している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為、理事会運営細則で規定し実施している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・常務理事に対しては情報提供を行っている。外部理事に対しては理事会資料を配付している。 ・常務理事は学内に常駐し FSDS 等の研修を受けている。外部理事には理事会を通じて研修の機会を設けている。令和7(2025)年度は第1回(4月)の理事会において、私立学校法の改正及び改正に伴う本法人の運営体制、第3回(5月)の理事会においてガバナンス・コード(第2版)の運用に基づくガバナンスの強化について、認識の共有、理解の向上を図った。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為に則り、監事及び会計監査人は評議員会で選任している。理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際には、監事の過半数の同意を得ることとしている。また、会計監査人は、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・監事、会計監査人、内部監査室の連携体制を確立している。 ・監査計画、監査報告を共有し実施している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・監事への情報提供は理事会資料の他、監査に必要な情報を提供している。 ・研修機会の情報提供を行っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員は、評議員会で選任することとしている。構成は、法人の職員から1人以上、本法人の設置する学校を卒業した者から2人以上、学識経験者から3人以上としており幅広い観点から理事会の健全性を担保することができる人材を選任するという考え方を明確にし、寄附行為に基づいて選任することにより透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為、評議員会運営規則により実施している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会は、年に1度実施すればよいこととなっているが、令和7年度は6回実施し大学の情報を十分に提供している。 ・評議員には評議員会を通じて研修の機会を設けている。令和7(2025)年度は第1回(5月)の評議員会においてガバナンス・コード(第2版)の運用に基づくガバナンスの強化について、認識の共有、理解の向上を図った。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理規程、リスク管理基本規程を策定している。 ・マニュアル化、共有がされていない。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則中に、法令、規程等の遵守について規定している。また、公益通報等に関する規程を運用している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	・ 情報公開規程を規定し積極的に情報を公開している。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	・ 可能な限り分かりやすい表現、方法で説明を行っている。

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
なし	